

○環境審議会条例（平成6年宮城県条例第13号）

（設置）

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、宮城県環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

（1）学識経験のある者

（2）関係行政機関の職員

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 審議会に、部会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議に資するため、部会委員を置く。

3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、15人以内とし、会長が指名する。

5 第三条の規定は部会委員について、前2条の規定は部会について準用する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成六年八月一日から施行する。

2～4 略

附 則（令和五年条例第四九号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 略